

一般財団法人マツキ奨学財団 奨学金返還支援事業（給付型） 募集要項

奨学金返還支援事業（給付型）の実施について

■目的

大学や短大など進学にあたって奨学金を受ける学生は多く、就職後の返済が重荷になっている現状があります。さらに、昨今は新型コロナウイルス感染拡大による社会経済の冷え込みから、今後の奨学金返済の見通しが不透明な状況となっています。

そのような中で、将来の地域の担い手となる若者たちの奨学金の返済を支援することで、地元大学や短大等の卒業者のみならずU・J・Iターン等での就業の促進、地域内若年層の人口流出防止と経済活性化に寄与することを目的に奨学金返還支援事業を実施します。

■募集要項

○支援対象者（以下全てに該当する方）

- ①令和4年4月に大学等を卒業または卒業見込み
- ②毎年4月1日を基準日として山形県置賜地域内（米沢市、長井市、南陽市、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町の3市5町）に住所を有するもしくは転入予定
- ③山形県置賜地域内に5年以上定住予定
- ④山形県置賜地域内に就業または就業予定
- ⑤最初に補助金を申請する年度の初日において年齢が満30歳未満
- ⑥奨学金を遅滞なく返済している
- ⑦申請者及び世帯全員に市税等の滞納がない
- ⑧山形県暴力団排除条例(平成23年8月1日施行 山形県条例第26号第2条)に規定する暴力団員又は暴力団員等に該当しない

○対象奨学金の種類

独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金及び第二種奨学金、その他地方公共団体及び大学等が貸与したもの。

○採用人数

10名程度

○支援金額

1年間の返還金額又はその予定額（1年間の上限30万円）

○応募方法

下記応募書類及び添付書類を同財団事務局へ郵送にてご提出ください。

(申請はご本人又はご家族のみ可能です。)

応募書類

マツキ奨学財団奨学金返還支援事業応募願書（財団ホームページよりダウンロード可能）

添付書類

- ① 卒業証明書（在学中の方は）
- ② 奨学金借入額が証明できるもの
- ③ 住民票の写し（本籍なし、マイナンバーなしのもの）
- ④ 世帯全員の市税の納税証明書
- ⑤ 就業者は、その事実が確認できる身分証明書の写し（健康保険証等）
- ⑥ 過去の奨学金を遅滞なく返済していることが確認できる通帳の写し等
- ⑦ 国又は他の自治体等による奨学金返還に関する補助金等の交付を既に受けているときは、当該補助金等の額を確認できる書類

※応募書類は結果に関わらず返却致しません。

○応募期限

随時募集

○選考方法

①選考委員会において公正に書類選考を行います。

②書類選考にて選ばれた対象者への面接（予定）

- ・日時：応募受付後1か月以内を目途に実施
- ・会場：面接は基本的にリモート（Zoom）にて行います。
事情に応じ事務局会場で実施する場合もあります。

○選考結果

書類選考、面接試験及び家庭状況などを考慮の上、選考委員会の決定後、理事会の承認を経て、内定した旨を本人に通知します。

○支援金の交付

応募者本人の指定する本人名義の口座に振り込みます。

※振り込みは支援決定内定通知後、翌月より毎月本人の返還額と同額を1年間の上限に達するまで行います。

○その他

応募願書記載事項に変更が生じた場合、速やかに事務局に変更内容をご連絡下さい。

■お問い合わせ先／申請書・請求書送付先

一般財団法人マツキ奨学財団 事務局：〒993-0016 山形県長井市台町6番25号

TEL 0238-84-1179 FAX 0238-84-6612

以上